

大規模災害時の被災住宅に対する公的支援制度の動向

上席専門職（兼）調査研究部 主席研究員 熊沢 由弘

目 次

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1. はじめに | 3. 県独自の支援制度 |
| 2. 全国統一の支援制度（被災者生活再
建支援制度等） | 4. 公的支援制度における課題等 |
| | 5. おわりに |

1. はじめに

近年、大雨・暴風・地震等による大規模災害は増加傾向にあり、生活の拠り所である住宅に甚大な被害が発生している。我が国では大規模災害による被災者の生活再建を後押しするために、様々な公的支援制度が設けられており、住宅が被災した場合の代表的な支援内容としては、「被災者生活再建支援法（以下、本稿において「支援法」と表記する。）に基づく支援金の支給」、「災害救助法による住宅の応急修理（現物支給）や公営住宅等への入居」、「住宅を修理・再建築（以下、本稿において「再建」と表記する。）する際の各種貸付制度における金利優遇措置」などが挙げられる。これらの公的支援制度は、様々な根拠法に基づき、支援内容も多岐にわたるため、被災者にとって支援条件・内容等がわかりにくい面がある。そのため、内閣府では公的支援制度を網羅したわかりやすい資料「被災者支援に関する各種制度の概要」を作成・公表し、国民への周知に取り組んでいる¹。

被災者が元の生活を取り戻すためには、「住まい」を確保することの優先度は高く、多くは被災住宅の再建により対応する。被災住宅の再建を確実に行うためには、各世帯が風水災や地震等の自然災害を保障・補償する共済・保険に加入しておくことが最善の備えとなる。しかしながら、共済・保険への未加入世帯もあり、共済・保険に加入していても、地震等による被害はそのすべてが保障・補償されないケースが多い。こうした状況に加え、近年の大規模災害の増加を踏まえ、被災住宅の再建を後押しする公的支援制度に対する期待が高まりつつある。

近年の公的支援制度の動向として、支援法の改正により支援対象となる被災住宅の損壊程度の範囲が拡充されるとともに、都道府県（以下、本稿において「県」と表記する。）においても、条例に基づいて支援法を補完する独自の支援制度を設定する動きが確認できる。本稿においては、国および県による被災住宅に対する支援制度の現状と特徴を把握することを目的に整理を行う。

¹ 住宅等が被災した場合の支援に加え、人的被害が出た場合の災害見舞給付金・遺族への災害弔慰金の支給や税・社会保険料等の減免措置の適用なども掲載されている。本稿執筆にあたり参考とした資料は「令和2年11月1日現在」の版（以下URL参照）。なお、都道府県や市町村によっては、内閣府作成の本資料をベースに、自治体独自の支援制度を加味した内容を住民向けに公表しているケースもある。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/kakusyuseido_tsuujuu.pdf

2. 全国統一の支援制度（被災者生活 再建支援制度等）

全国統一の支援制度として、主な役割を果たしている被災者生活再建支援制度は、支援法に基づき、大規模な自然災害により住宅が被災した世帯に対して、住宅の損壊程度・再建方法に応じて金銭の直接給付を行う制度である。近年、当制度は適用される災害が増えたこともあり、認知されつつあるが、後掲3の県独自の支援制度の内容を把握するためのベースとなる制度であることから、本稿では制度改定経過を含めた給付内容を中心に制度の概要を以下(1)～(3)に整理する。併せて、支援法と同様に被災住宅への支援を行う災害救助法に基づく制度の概要と支援法との関係を以下(4)に整理する。

(1) 制度制定・改定の経過

阪神・淡路大震災（1995年1月発生）を契機に、自助努力による生活再建が困難である等の当時の状況²を踏まえ、1998年に創設された。当初は支給対象世帯に収入・年齢要件を定め、「全壊世帯の生活関係経費（家財購入等）に対して、最大100万円を支給する」という、極めて限定された支援内容であった。2004年の支援法改正（4月施行）により、新たに「居住関係費（住宅解体・撤去やローン利子等）に対して、全壊世帯は最大200万円（前掲の生活関係経費100万円と併せると最大300万円）、大規模半壊世帯は最大100万円を支給する」という支援を追加したが、この時点では、被災住宅の再建

に直接対応する支援内容ではなかった。

大規模な制度の見直しが行われ、現行制度のベースとなったのが2007年の支援法改正（12月施行）である。支援金の仕組みが、「住宅の被害程度に応じて給付される基礎支援金（最高100万円）」と「住宅の再建方法に応じて給付される加算支援金（最高200万円）」の二段階構成となり、最大で合計300万円を定額渡し切りで支給する方式に改めた（詳細は後掲(3)の（表）参照）。また、収入・年齢要件や使途制限が撤廃され、被災住宅の再建にも支援金の充当が可能となったことにより、支給対象世帯の範囲は大幅に拡大した。

直近では2020年の支援法改正（12月施行）により、支援金の支給対象となる損壊程度を「中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）」にまで拡大し³、「令和2年7月豪雨災害」に遡及して適用（対象は熊本県を中心に支援法適用対象6県の54市町村）している。

(2) 制度の課題

制度の特徴ともいえる主な課題として、以下が挙げられる。

① 安定的財源の確保

支援金の財源は、各県が相互扶助の観点から拠出して造成した「被災者生活再建支援基金」から支給し、その2分の1を国が補助している（支援法第18条）。

しかしながら、東日本大震災（2011年3月発生）では各県拠出による支援基金では賄いき

2 地震保険の当時の普及状況は、制度創設以来最低の水準であり、1994年3月末時点の世帯加入率は全国平均7.0%、兵庫県は2.9%であった（日本地震再保険会社「阪神・淡路大震災から26年」（2021年1月15日）掲載内容から引用）。
https://www.nihonjiishin.co.jp/news/pdf/t210115_2.pdf

3 内閣府による『「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」検討結果報告（令和2年7月）』では、半壊（損害割合20%以上～40%未満）世帯の補修費の実態として、損害割合20%台の平均は200万円未満であるが、損害割合30%台の平均は500万円弱にもなり、大規模補修を行わなければ居住できない状況にある点で大規模半壊と類似していることが示され、中規模半壊を支援法の支給対象とすることが考えられる旨の指摘（当報告P2参照）がされており、これを受けた改正である。

http://www.bousai.go.jp/pdf/saikenshien_kekka.pdf

れず、国の補助を5分の4とする措置が講じられた⁴。この経過を踏まえ、発生が懸念されている超巨大地震発生時における安定的財源確保の課題（仮に国が過分に負担した場合には、国民全体の負担増になりかねない）が指摘されている。

② 支援法適用有無による地域格差

支援法の適用は、同法第2条第1号に規定する自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）により、同法施行令第1条各号に規定する災害規模要件（例：全壊10世帯以上の被害が発生した市町村、全壊100世帯以上の被害が発生した県）に該当する被害が生じた自治体に限られ、当該自

治体内の被災世帯のみが支援対象となる。

このため同一の自然災害において、「同一県内における隣接市町村間」や「隣接県間」での支援法の適用有無が発生することとなり、個別の被災世帯でみれば、支援法適用有無による地域格差や不公平感があるとの課題が指摘されている⁵。

(3) 支給額

支給額は住宅の損壊程度等に応じて以下（表）のとおりであり、単身世帯の場合は各該当欄記載額の4分の3の額となる。2020年12月の支援法改正により、「⑤中規模半壊」にまで支給対象範囲が拡大された。

（表）被災者生活再建支援制度の支給額

住宅の損壊程度等	基礎支援金	加算支援金		合計 (最大)
	住宅の被害程度に応じて給付	住宅の再建方法に応じて給付		
①全壊（損害割合50％以上）	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体※1		補修	100万円	200万円
③長期避難※2		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊（損害割合40％ 以上50％未満）※3	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊（損害割合30％ 以上40％未満）※4	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

（注）内閣府作成「被災者支援に関する各種制度の概要」（脚注1参照）の掲載内容を基に一部筆者が加工して作成

- ※1 住宅が半壊、または住宅の敷地内に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※2 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ※3 住宅が半壊し、大規模な修理を行わなければ居住することが困難な世帯
- ※4 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

4 内閣府作成の「被災者生活再建支援制度に係る支援金の支給について」（令和3年8月31日現在）によれば、当制度開始時から累計で295,565世帯に対して523,655,617千円の支援金が支給されている。このうち東日本大震災は「支給世帯：205,134世帯（全体の69.4%）、支援金：377,326,625千円（全体の72.1%）」と約7割を占めている。なお、東日本大震災への支援金の支給は、震災後10年を経過した現在も行われている。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/sienkin.pdf>（最終確認日11月1日）

5 2020年7月22日に全国知事会が安倍総理（当時）に手交した「令和2年7月豪雨による災害への対応及び被災者生活再建支援の充実強化に関する緊急要望」においては、支援法の適用について「同一災害であればすべての被災世帯が対象となるよう、適用戸数の要件の緩和を図ること」が要望されている（以下URL参照）。当要望は、2020年12月施行の支援法改正では対応されず、その理由として政府は、「規模の小さな災害に対する対策は、被災地方公共団体において対応することが可能であることから、当該地方公共団体による対応が期待される」旨の考え方を示している。

<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/reiwa2nen7gatugouu%20seikatusaikensien%20jyujitukyoka%20kinkyuyoubou.pdf>

(4) 災害救助法

① 被災住宅への支援の概要

災害救助法は、「現物給付の原則」により支援する制度である。住宅が全壊し、自らの資力で住宅を確保できない場合には応急仮設住宅を供与し、半壊等で応急修理により引き続き住める場合には県または市町村が業者に委託して被災住宅を修理する⁶。

応急修理の制度概要は以下のとおりであり、損壊の程度が小さい「準半壊」への支援は、2019年10月23日内閣府告示第378号により拡充され、2019年8月28日に遡及して適用されている⁷。

ア. 災害により住宅が「大規模半壊（焼）・半壊（焼）（損害割合20%以上50%未満）」または「準半壊（損害割合10%以上20%未満）」の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯（大規模半壊以上の場合には資力を問わない）に対して、日常生活に必要な最小限度の部分（居室、台所、トイレ等）を応急的に修理する。

イ. 応急修理にかかる1世帯あたりの修理限度額は、被害程度に応じて内閣総理大臣が定める基準（以下（ア）（イ）は2019年10月改正の基準）が設定されている。修理限度額を超えて修理を行う場合には、被災者が自己負担分について業者と個別に契約する必要がある。

（ア）大規模半壊（焼）・半壊（焼）の世帯：

59万5千円以内

（イ）準半壊の世帯：30万円以内

② 支援法と災害救助法の関係

支援法が「住宅の比較的規模の大きい損壊に対して、被災者が住宅再建にあたって負担する費用の一部を金銭給付により行い、被災者の生活再建を支援する制度」であるのに対して、災害救助法は「住宅の小規模な損壊を含め、災害発生直後の緊急的な住まいの確保を支援（被災者負担を一切伴わないケースもある）する制度」であり、支援の趣旨は異なっている。

両制度の自治体への適用要件は異なっているが、近時の支援法が適用された災害においては、約7割の市町村が災害救助法も適用されているとのことである⁸。被災者が両制度を利用することは認められているため、支援法が「中規模半壊」にまで支給範囲を拡大したことにより、災害救助法の「応急修理」と併せて、災害時に両制度を利用できる被災世帯の増加が想定される。支援対象となる被災世帯が効果的に両制度を利用できるよう、自治体による適正な情報提供が望まれる。

3. 県独自の支援制度

被災住宅への公的支援制度としては、前掲2の全国統一制度に加え、県が単独または管内市町村と連携し、条例に基づいて設定している制度がある。本稿では、内閣府が県域の取組み・制度を一覧表形式でとりまとめた「都道府県独自の被災者生活再建支援制度（令和3年11月1日現在）⁹」（以下、本稿において「一覧表」と表記する。）の掲載内容、および一覧

6 修理業者不足により、修理完了までの期間が長期化していることを受け、「令和2年7月豪雨災害」から、「応急修理にあたり修理期間が1か月超と見込まれ、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な人」に対して、応急仮設住宅の入居（入居期限は災害発生日から原則6か月）を可能とする対応を行っている。

7 房総半島を中心に暴風による家屋（特に屋根）の被害による日常生活への支障を契機として支援範囲を拡充し、「令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風15号、令和元年台風19号」による被害にも遡及適用した。内閣府告示の内容等は以下URL参照。<http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/dailkai/sankol.pdf>

8 2020年12月施行の支援法改正にあたっての衆議院災害対策特別委員会（2020年11月19日開催）の審議における、江田委員の質疑に対して、和田内閣府大臣政務官が「～被災者生活再建支援法が適用される場合において、災害救助法も適用されるケースが多く、直近五年間の例を見ますと、約七割の市町村において救助法も適用されてございます。」と答弁している（委員会会議録は以下URL参照）。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/002220320201119004.htm

9 <http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/dokujishien.pdf>（最終確認日11月12日）

表掲載の個々の制度に関する個別県のホームページにおける公表情報をもとに、県独自の支援制度の概要・特徴について整理を行う。

(1) 全体的傾向・特徴

一覧表には40県の59制度が掲載されている。このうち、県民の事前の金銭拠出による自己負担を伴う任意加入制度¹⁰を除く57制度について概観した。各制度の支援内容から、多くが以下①②に該当する制度であり、①の支援法を補完する制度が県独自の支援制度の主流となりつつあることが確認できる。

① 支援法を補完する支援制度

主に「支援法が適用される災害の発生時において、支援法が適用されない地域」を対象に、支援法に準ずる支給要件・水準を適用して支援を行う。制度の設定状況から、以下ア・イに区分できる。

ア. 恒久制度 (26県)

所定の要件を満たせば支援が発動される恒久制度として設定されている。制度設定時期は比較的新しいものが多い。財源は「県と市町村の双方が負担：19制度」、「県が全額負担：7制度」と県と市町村が一体的に取り組む制度が主流といえる。当制度の特徴の詳細は、後掲(2)参照。

イ. 個別災害の都度適用を判断する制度 (6県)

前掲アの恒久制度を設定していない県において、個別災害の被害状況等を踏まえて、支援が発動された。主に2018年以降に多発した大雨・暴風による災害に適

用されている。財源は「県と市町村の双方が負担：4制度」、「県が全額負担：2制度」である。

イの対応を行った6県は、今後、大規模な自然災害により管内が罹災した場合には、同等の支援を行う可能性が高いと考えられる。その点を考慮すれば、アとイの計32県が支援法を補完する趣旨に基づき、支援法に準ずる独自支援を行っていると評価することができる¹¹。

② 「災害見舞金」を支給する支援制度 (21県)

設定時期は昭和を含め古いものが多く、全21県で恒久制度として設定されている¹² (うち13県は前掲①と併せて設定)。災害見舞金の支給要件・水準は県により様々であるが、多くの制度が「災害の規模は問わない。支給対象となる住宅の損壊程度の範囲は広い。支給額の水準は低い。」傾向にある。財源は「県と市町村の折半で基金を設置：3制度」、「県が全額負担：18制度」であり、県主体の制度となっている。

(2) 支援法を補完する支援制度の特徴

本稿では、支援法を補完する県独自の支援制度の特徴を把握するため、詳細な情報収集が可能である前掲(1)①アの26県の恒久制度を対象に確認を行った。主な特徴は以下のとおりである。

10 一覧表掲載の制度のうち、兵庫県が実施する「兵庫県住宅再建共済制度 (住宅再建共済)」と「兵庫県住宅再建共済制度 (家財再建共済)」の2制度は、「県民が任意で共済負担金を支払って加入し、被災時に被害程度と再建方法に応じて共済給付金を受け取る制度」である。自己負担を伴わない他の支援制度と異なり、民間の共済・保険と類似した制度であることを考慮し、本稿において整理する公的支援制度からは除外している。

11 例えば、神奈川県は本文イの個別災害に応じて対応する整理としていたが、2020年4月に本文アの恒久制度に移行している。こうしたプロセスを経て、恒久制度の創設につながるケースは、今後も増えるのではないかと考える。

12 制度名称に「見舞金」という文言がない場合でも、筆者視点により給付水準を考慮し、②に計上している。

① 支援対象世帯

前掲2(2)②の被災者生活再建支援制度の課題を解消するべく、以下ア・イの世帯に対応している。

ア. 全26制度が「県内に支援法が適用される自然災害において、所定の要件¹³を満たした支援法適用外の市町村における被災世帯」を支援対象とし、同一県内での市町村による支援法適用有無の地域格差を是正している。

イ. 前掲アに加え、17の制度が「県内に支援法が適用されない自然災害であっても、所定の要件¹³を満たした被害が発生した市町村における被災世帯」を支援対象としている。県間における支援法適用有無の地域格差是正とともに、国内に支援法が適用されない規模の災害であっても、県内に相当程度の被害が発生した場合には、被災世帯への支援ができる。

② 支援対象住宅の損壊程度等

基本的には、前掲2(3)(表)中「住宅の損壊程度等」欄に記載された支援法と同様の被害を対象としている¹⁴。支援法との主な相違点としては以下が挙げられる。

なお、以下ア・イについては「支援法適用地域における支援法の支給対象外となる損壊程度の被災住宅」を含めて、支援対象としている。

ア. 約半数の12制度は、支援法が支給対象としていない「中規模半壊未満の損壊」にも対応している。具体的には全12制度が「半壊（損害割合20%以上30%未満）」を

支給対象とし、一部制度ではさらに損壊程度が小さい「準半壊（損害割合10%以上20%未満）」についても、見舞金程度ではあるが支給対象としている。

イ. 6制度が「床上浸水¹⁵」に該当すれば、住宅の損壊程度を問わずに支給対象としている。

ウ. 2制度が支援法の支給対象である「中規模半壊」を支給対象としていない。支援法改正（2020年12月施行）にあわせた県独自の支援制度の見直しが未対応であることも考えられる。

③ 支給額・水準

基本的には前掲2(3)(表)中の「住宅の損壊程度等」欄に対応する「基礎支援金」・「加算支援金」欄に記載された金額と同水準となっている。

支援法の支給水準と異なるのは、主に「中規模半壊」であり、支給水準が支援法（最高100万円）よりも高額であるものが6制度、低額であるものが1制度ある。これらの7制度については、支援法改正（2020年12月施行）以前から中規模半壊への対応を行っていたものと推察され、低額の1制度については、今後、支援法改正を踏まえた支給水準の引上げが行われるかもしれない。

④ 支援法との併給

前掲①のとおり、県独自の支援制度は、支援法が適用されない市町村における被災世帯を支援することを主な目的としていることから、支援法との併給は認めない制度が基本と

13 「所定の要件」は各県の制度により異なる。本文アの例として「県内に支援法適用市町村が1以上」、本文イの例として「県内に住家の全壊被害が1世帯以上」、本文ア・イ共通の例として「当該市町村における住家の全壊被害・半壊被害が所定の数（例：5世帯）以上」や「知事と被災市町村の長との協議により個別に決定」等がある。

14 例外として、本文2(3)の(表)中の「②解体」や「③長期避難」のいずれかまたは双方を支給要件から除外しているものが6制度ある。

15 「床上浸水」に対する支給水準は各県の制度により格差があり、見舞金程度（5万円～20万円程度）のものから最大で75万円支給まで様々である。

なっている。

なお、一部ではあるが支援法との併給を認めている制度¹⁶があり、当県の支援法適用地域においては、他県と比べて手厚い支援がなされることがある。

⑤ 県と管内市町村との関係

市町村が財源の一定割合を負担している19制度のうち、13制度は市町村が支援金の給付主体（＝被災者対応の主体）であり、「市町村が被災者に支援金を支給した場合に限り、県が市町村に補助（県と市町村の共同基金の場合は、市町村から全額を支出）する」整理となっている（他の6制度のうち、1制度は申請受付のみ市町村が対応、5制度の整理は不明）。また、財源の全額を県が負担している7制度についても、3制度は申請受付を市町村とし、県に直接申請するものは1制度のみである（他の3制度の整理は不明）。

(3) 支援法を補完する支援制度設定の背景

前掲2(2)②の支援法の適用有無に関する地域格差の課題を解消したいという県および市町村の意向があることは明らかである。これに加えて、各県が支援法の将来的な改正を政府に要望しつつ、独自の支援制度の設定を進める背景として、政府の意向・後押しがある。

① 県の独自対応に対する政府の期待

政府が内閣府に設置した検討機関が2012年3月に整理した「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理¹⁷」では、支援法の災害規模要件の撤廃について、「規模の小さな災害対策は被災地方公共団体におい

て対応することが可能であり、むしろ当該地方公共団体による対応が期待される。」と、県および市町村による独自支援を促す趣旨のとりまとめがなされている。前掲(1)①アの恒久制度を設定している26県のうち、19県が2012年度以降に設定（2012～2021年度にかけて毎年度1～3県が設定）しており、当検討会の整理は県独自の支援制度の設定に影響を及ぼしたと考えられる。

② 政府による財政支援

支援法の適用対象とならない世帯に対し、県が自主的に支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合には、国が当該支給額の2分の1を特別交付税として措置する対応を行い、支援法を補完する県独自の支援制度の設定を促進している。

なお、県独自の支援制度は、支援法が適用されない地域への対応がメインであることから、個々の災害でみれば、県（および管内市町村）が負担する支援金の額は限定され（東日本大震災のような超大規模災害であれば、ほとんどの被災地域に支援法が適用される）、制度運営にあたっての国・県の財源面への影響は限定的であると考えられる。

4. 公的支援制度における課題等

前掲2および3における被災住宅に対する国および県による支援制度の現状と特徴の整理を通じて、「近年、国の支援制度（支援法・災害救助法）は、支援対象となる被災世帯の範囲を拡大していること」および「支援法を補完する県独自の支援制度の設定が進んでいる

16 京都府の「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金」は、支援法適用外の市町村に対しては「支援法に準ずる給付（例：全壊時に最大300万円）」を行い、支援法適用市町村に対しては支援法適用外の場合よりも給付水準を下げ、支援法に加算して給付している（例：全壊時に最大150万円。支援法の300万円と併せて最大450万円）。
http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a300RG00002201.html

17 本文での引用部分は、当中間整理のP24に記載。

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/hisaishashien/pdf/chuukan/chuukan.pdf>

こと」が確認できた。被災住宅に対する公的支援制度の充実、被災者にとっては好ましいことではあるが、以下の課題を認識するに至った。

(1) 県間の公的支援の格差

支援法を補完する県独自の支援制度は、主に県内における支援法の適用有無による市町村間の地域格差・不公平感を是正するために設定されたものであるが、現時点では設定・未設定の県が混在しており、結果として「県独自の支援制度の有無による県間格差」という新たな問題が顕在化しつつある。

自然災害の発生頻度には地域（県間）格差があることから、公的支援における一定の県間格差は許容され得るという見解もある。しかしながら、その給付格差の水準が見舞金程度ではなく、支援法と同等（例：全壊時には最大300万円）であることを考慮すれば、県ごとに対応が分かれる現状は好ましいとはいえない。この点については、政府も独自支援制度の未設定県に対する働きかけを行うようである¹⁸。一方で、県ごとの財政事情の格差等の問題もあることから、公的負担・使途の将来的な望ましいあり方を整理したうえで対応することが必要と考える。

(2) 自助の取組みへの影響

前掲2および3の公的支援制度は、その給付要件・水準から、主に「生活再建の支援」が目的であって、被災住宅の再建自体を意図したものではない。特に個々の私有財産である住宅の再建に公的財源で対応することの是非

非についての議論もある。したがって、被災を回避する防災の取組みや被災した際の備えとしての共済・保険への加入など、「自助」の取組み（共済加入は組合員間における「共助」の性格も有する）を促進する必要がある。この点については、国や県も自助の取組みとして最も効果が期待できる共済・保険への加入促進について積極的に情報発信等を行っている。

しかしながら、近年、公的支援制度は徐々に拡充される傾向にあり、特に県独自の支援制度では、住宅の損壊程度が小さいものから支援対象とするもの（前掲3(2)①ア・イ参照）も出てきている。これらの公的支援制度の内容が国民・県民に周知されることにより、「万が一のときには国や自治体が何とかしてくれるのではないか」といった誤解を招き、自助の取組みを抑制する方向に作用する懸念がある¹⁹。この点については、国や県による国民・県民への適正な情報提供が求められる。

5. おわりに

被災住宅に対する国・県による支援制度は拡充傾向にあること、および公的支援が適用される大規模自然災害が増加傾向にあることを考慮すると、共済・保険への加入者に対する共済金・保険金の支払にあたり、被災原因となった災害が公的支援制度の支給対象となるケースが増えることが想定される。したがって、国の支援制度や個別県の独自支援制度の内容を把握し、被災した共済・保険加入者に対して、情報提供を行うことなども、被災者への支援という点で意義のある取組みになるのではないかと考える。

18 脚注8掲載の衆議院災害対策特別委員会において、政府参考人（青柳内閣府政策統括官）が「～各自治体による十分な対応が行われるように、導入をしていない二十二の道府県に対しても、引き続き制度の導入をしっかりと促してまいりたいと考えております。」と、本文3(1)①アの恒久制度の未設定県への対応を念頭に置いた答弁をしている。

19 例えば、本文2(1)記載の2007年の支援法改正による大規模な制度見直し以降、支援法による支援金が被災住宅の再建に充てることができることとなり、特に風水雪災等において共済・保険による給付と重複するケースが顕在化している。

本稿執筆のための調査を行うなかで、公的支援制度を提供する国・県が国民・県民に対して民間の共済・保険への加入促進に努めている事例や脚注10掲載の兵庫県の住宅再建共済制度のような興味深い事例を確認することができた。本稿の整理を踏まえ、国民・県民の自助を促進する観点に基づく、国・県による「被災した場合の備え（共済・保険への加入促進など）」および「被災しないための備え（各種防災の取組みなど）」に関連する取組み・動向について、引き続き情報収集を行い、別途整理することとしたい。

（2021年11月12日記）

（参考資料・情報）

本文・注釈に記載しているものを除く。

- ・小林航（国土交通委員会調査室）「被災者生活再建支援法をめぐる動向と論点」（立法と調査429号（令和2年11月2日）） pp. 59－pp. 71
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2020pdf/20201102059.pdf
- ・渡部英洋「被災住宅再建にかかる公的支援と民間共済保険の役割について」（共済総合研究第65号）（2012年9月） pp. 30－pp. 43
https://www.jkri.or.jp/PDF/2012/sogo_65_watabe.pdf
- ・「災害救助法の概要（令和2年度）」（内閣府政策統括官（防災担当））
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/siry01-1.pdf>
- ・「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」による報告（2017年3月31日）
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hisai_sha_kyosai/pdf/houkoku.pdf